各 位

会社名 株式会社ノーリツ 代表取締役社長 國井 総一郎 (コード 5943 東証第1部、大証第1部) 問合せ先 取 総 役 金田 友三郎 (電話番号 078-391-3361)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年2月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年3月28日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的に「発電事業」を追加するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に期待される役割および責任を明確にするため、会社法第 427 条の定めに基づき、それぞれ責任限定契約に関する規定を新設するものであります。 なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 監査役の任期に鑑み、補欠監査役の選任の効力を「選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の開始の時まで」に伸長するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

					(ト級部分は変更固所	を小してのりまり。)
現	行	定	款	变	更	案
	は、次の事業を認 3. (条文1 (新記 3号に付帯関連す	当略) 設)	•	1 . 24 .	社は、次の事業を営むことを ~23. (現行どおり) <u>発電事業</u> 前各号に付帯関連する一切の	
	(新	设)		第29条 当会 の賠 には る。	の責任限定契約) 社は、社外取締役との間で、名 賃責任について法令に定める 、賠償責任を限定する契約を ただし、当該契約に基づく賠 の定める最低責任限度額とす	要件に該当する場合 締結することができ 償責任の限度額は、
第 <u>29</u> 条~第 <u>32</u> 条	(条文行	省略)		第 <u>30</u> 条~第 <u>33</u>	3条 (現行どおり)	

現	行	定	款	変		更	案
	役の選任の	*	<u>∮最初に開催され</u> 3。	_ <u>ব</u>	補欠監査役の		選任後 <u>4年以内に終了</u> 時株主総会の開始の時
第 <u>34</u> 条~第 <u>36</u> 条		第 <u>35</u> 条~第 <u>37</u> 条 (現行どおり)					
	(新	设)		第38条 当 の に る	)賠償責任に には、賠償責( ら。ただし、)	<u>小監査役との間で、</u> ついて法令に定め <i>。</i> 任を限定する契約	会社法第423条第1項 る要件に該当する場合 を締結することができ 賠償責任の限度額は、 する。
第 <u>37</u> 条~第 <u>41</u> 条	(条文	省略)		第 <u>39</u> 条~第	<u>43</u> 条	(現行どおり)	

## 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 25 年 3 月 28 日 (予定) 平成 25 年 3 月 28 日 (予定)

以 上